

盛岡市 男女共同参画推進条例



盛岡市では、性別・性的指向^{※1}・性自認^{※2}等に関わらず、誰もが尊重され、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、「盛岡市男女共同参画推進条例」を制定しました。

※1 性的指向…恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向 ※2 性自認…自己の性別に関する認識

令和元年6月28日公布・施行

盛岡市

●盛岡市男女共同参画推進条例では

多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別・性的指向・性自認等（以下「性別等」）にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、5つの基本理念を定めたほか、市・市民・事業者・教育関係者の責務、性別等による人権侵害の禁止、施策推進のための市の基本体制や基本的施策、審議会の設置などを決めました。

基本理念（第3条）

男女共同参画を推進するための「5つの基本的な考え方」を決めました。

1 人権の尊重

誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。

2 多様な生き方の選択

誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を發揮し、自らの意志により多様な生き方を選択できること。

3 活動方針等の決定過程の参画機会の確保

誰もが、性別等にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

4 ワーク・ライフ・バランスの実現

誰もが、性別等にかかわらず、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を実現することができること。

5 性と生殖に関する理解と尊重

誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

市・市民・事業者・教育関係者の責務（第4条～第7条）

基本理念に基づき、盛岡市と市民、事業者、教育関係者の皆さんが取り組むことを決めました。

市（実施義務）

- 男女共同参画推進のための取組の計画を策定し実施する

多様な意見を取り入れるため、役員に女性を増やしましょう！

市民（努力義務）

- 男女共同参画について理解を深める
- 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に協力する
- 市の男女共同参画推進施策に協力する



事業者（努力義務）

- 事業活動における男女共同参画を推進する
- 雇用上の均等な機会及び待遇を確保する
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境整備を進める
- 市の男女共同参画推進施策に協力する

みんなで家事参画！

教育関係者（努力義務）

- 教育が果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画推進に向けた教育を実施する
- あらゆる教育の場において男女共同参画意識形成の取組を実施する
- 市の男女共同参画推進施策に協力する



禁止事項（第8条）

男女共同参画を推進するためには、基本理念の最初に掲げる「人権尊重」が最も重要です。意識の更なる向上を図るため、これらを阻害する行為を「禁止事項」として決めました。



- ① 性別等による人権侵害の禁止
(特にドメスティック・バイオレンスや性別等を起因とするハラスメント(セクシュアル・ハラスメントなど))
- ② 情報を発信する際の、性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現の禁止(努力義務)
(「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な役割分担の表現、その他の偏見、差別、暴力的行為を助長させるような表現など)

基本体制・基本的施策（第9条～第22条）

市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、次のことに取り組みます。

【主な取組】

- ・市の男女共同参画推進計画の策定と公表（第9条）
- ・施策の実施状況の公表（第10条）

啓発活動の実施（第15条）



- 〈例〉
- ・イベントでの啓発
 - ・推進月間の集中取組
 - ・ホームページや広報等を活用した啓発

教育及び研修の機会の充実（第16条）



- 〈例〉
- ・講座や講演会の実施
 - ・講座案内等の情報提供
 - ・講師の派遣
 - ・教材の作成と配布

自発的な推進活動の促進（第17条）



- 〈例〉
- ・活動場所や機会の提供
 - ・関連情報の提供
 - ・自主グループ設立活動支援

男女共同参画視点の災害対応（第19条）



- 〈例〉
- ・災害対応における性別等による役割の固定化の解消
 - ・性別等のニーズに応じた避難所設営や支援物資への配慮

相談申出への対応（第21条）

市民、事業者又は教育関係者は、性別等による人権侵害に関し、市に相談することが出来ます。

お困りのときは相談してください。
市の施策への改善のご意見等もお寄せください。

苦情申出への対応（第22条）

市民、事業者又は教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情申出をすることができます。



その他全13項目を盛り込んでいます。

盛岡市男女共同参画審議会（第23条～第30条）

市の男女共同参画推進に関する施策などについて、専門性を生かした客観的な立場から、市に意見を述べ、市の施策へのチェック機能を果たす「盛岡市男女共同参画審議会」を設置します。

- 〈構成員〉 知識経験を有する者、関係団体に属する者、関係行政機関の職員
〈人数〉 12人以内で組織する
〈任期〉 2年



もりおか女性センターのご案内

もりおか女性センターは、男女共同参画のための市民活動の場として、様々な事業に取り組んでいます。どなたでも利用できますので、お気軽にお越しください。

【事業内容】

- ・男女共同参画をテーマとした各種講座やイベント等の実施（女性の就労支援、男性の家事参加など）
- ・市民の自主的な学習活動の支援
- ・男女共同参画社会実現に関する図書や資料の収集と貸出
- ・女性相談の実施

○女性相談について

女性が抱える、家庭（配偶者等からのDV、育児）や職場、身の回りのさまざまな悩みを、専門の相談員と一緒に解決策を考え、自分らしい生き方を支援します。

相談受付電話 019-604-3304（事前予約優先）

【受付時間】月・火・金曜日 10時～17時 / 水・木曜日 10時～20時

〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目1-10 プラザおでって5階・1階

【開館時間】月～金曜日 9時～21時30分 / 土・日・祝日 9時～17時

【休館日】毎月第2火曜日、年末年始

【TEL】019-604-3303【FAX】050-2013-4750

条例に関するQ&A

Q1 なぜ今、条例をつくったのですか？

A1 市ではこれまでも、男女共同参画推進計画を策定し、取組を着実に実施してきましたが、女性活躍推進法や働き方改革関連法、さらには「誰ひとり取り残さない」維持可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指した国際社会共通の達成目標「SDGs」の機運の高まりなど、これまで以上に「誰もが尊重され、多様な生き方が選択でき、あらゆる人が活躍できる」環境の促進を強力に図る必要があると考え、条例を制定し、取組を加速させていこうとするためです。

Q2 「性別等による人権侵害」の禁止について、罰則規定はあるのですか？

A2 罰則規定はありませんが、「禁止事項」として掲げることで、全ての人が努めなければいけない努力義務として理解を求め、意識と行動の更なる向上を図ろうとするものです。

Q3 事業者の責務について、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」とあるが、なぜ男女共同参画推進条例にこの視点が盛り込まれたのですか？

A3 ワーク・ライフ・バランスの実現は、性別等に関わらず、あらゆる人が意欲と能力を最大限発揮しやすい職場の実現に大きな影響を及ぼし、優秀な人材の確保や就業継続につながるなど、働く人だけでなく、事業所の成長や持続可能な経営に直結する重要な視点です。また、これらに取り組む事業者が増えることで、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築につながるため、条例に盛り込みました。

Q4 教育関係者の責務について「あらゆる教育の場」の具体的な例はどこですか？

A4 教育は人々の意識や価値感の形成に大きな影響力を持つことから、学校教育だけでなく、社会教育や幼児教育、家庭教育、地域における教育、さらには民間における教育の場なども含めた全ての教育の場を想定しています。

〈お問合せ〉盛岡市市民部市民協働推進課男女共同参画推進室

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12-2

TEL：019-626-7525 FAX：019-622-6211

盛岡市HP：<http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/shiminkatsudo/sankaku/1027211.html>

e-mail：djs@city.morioka.iwate.jp

条例について
詳しくはこちら

